

発議第4号

愛西市議会委員会条例の一部改正について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日提出

提出者 愛西市議会議員

鬼頭勝治

賛成者 愛西市議会議員

・ 鷺野聡明・島田浩・神田康史
・ 竹村仁司・山岡幹雄

愛西市議会議長 大島一郎 殿

提案理由

この案を提出するのは、愛西市議会議員の定数の改正並びに行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、常任委員会の名称、委員の定数及び所管を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

名 称	委員 定数	所 管
1 総務文教委員会	9人	総務部、企画政策部、市民協働部、教育委員会、会計室、監査委員事務局、選挙管理委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
2 建設福祉委員会	9人	健康福祉部、産業建設部、上下水道部、農業委員会及び消防本部の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日以後初めて常任委員の改選がされる日から施行する。